

兵庫県公報

平成29年4月4日 火曜日 第2888号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成29年度第1回危険物取扱者試験の実施（消防課）	1
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	3
○公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	3
○中播都市計画道路事業の事業計画の変更の認可（平成29年近畿地方整備局告示第40号）（道路街路課）	3
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	4
○道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	4
○兵庫県営住宅の使用料の収納事務の委託（住宅管理課）	4
○道路の位置指定（建築指導課）	5
○平成19年兵庫県告示第425号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部改正（同）	5
○昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	31
公 告	
○特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定（県民生活課）	31
○同上（同）	32
○平成29年執行兵庫県知事選挙等に係る啓発広報デザイン等の企画提案コンペの実施（市町振興課）	32
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	34
○同上（同）	34
○同上（同）	35
○同上（同）	35
○落札者等の公示（西播磨県民局）	35
県議会事務局公告	
○入札公告	36
選挙管理委員会告示	
○平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	38
警察本部公告	
○入札公告	39
○落札者等の公示	41

告 示

兵庫県告示第401号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成29年4月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

平成29年6月11日（日）：神戸市、姫路市、西宮市、加古川市、豊岡市、篠山市、洲本市

甲種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時45分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時15分まで

乙種第4類危険物取扱者試験 午前10時から正午まで及び午後1時15分から午後3時15分まで

丙種危険物取扱者試験

午後1時15分から午後2時30分まで

ただし、危険物の規制に関する規則第55条第5項に定める火薬のみの免除者は試験開始後90分間
危険物の規制に関する規則第55条第6項に定める乙種の科目免除者は試験開始後35分間
危険物の規制に関する規則第55条第7項に定める丙種の科目免除者は試験開始後60分間

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2丁目1-63
姫路	姫路獨協大学	姫路市上大野7丁目2-1
西宮	大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町6-42
加古川	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家902-4
豊岡	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660-5
篠山	県立篠山産業高等学校	篠山市郡家403-1
洲本	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2丁目8-65

3 試験科目

- (1) 甲種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則第55条第1項に定める科目
- (2) 乙種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則第55条第2項に定める科目
- (3) 丙種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則第55条第3項に定める科目

4 試験方法

筆記試験（択一式）

5 試験科目の一部免除

危険物の規制に関する規則第55条第5項から第7項までのいずれかに該当する者は、申請手続きの際に同規則第57条第2号又は第2号の2に規定する書類を提出することで、試験科目の一部を免除する。

6 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験 消防法第13条の3第4項各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 乙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。
- (3) 丙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。

7 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

(1) 書面申請

ア 提出書類

危険物の規制に関する規則第57条に規定する書類

なお、受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局・県民センターにおいて、平成29年4月上旬から配布する。

イ 受付期間

平成29年4月17日（月）から同月25日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便で送付すること（平成29年4月25日（火）までの消印有効）。

ウ 提出先

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部とする。

(2) インターネット申請

ア 申請方法

受付期間内に一般財団法人消防試験研究センターのホームページから、案内に従い申請に必要な事項の入力を行い申請する。詳細は下記ホームページを確認すること。

(<http://www.shoubo-shiken.or.jp>)

イ 受付期間

平成29年4月14日（金）午前9時から同月22日（土）午後5時まで

(3) 手数料

- ア 甲種危険物取扱者試験 5,000円
- イ 乙種危険物取扱者試験 3,400円
- ウ 丙種危険物取扱者試験 2,700円

なお、受験願書受付後は手数料の返還はしない。

8 可否の発表

合格者の受験番号を平成29年7月4日頃に一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で可否を通知する。

9 受験についての問合せ先

(1) 書面申請

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目12番7号 協和ビル5階
 一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部
 電話 (078) 361-6610

(2) インターネット申請

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号
 一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室
 電話 (0570) 07-1000



兵庫県告示第402号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成29年4月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定を解除する区域

平成27年兵庫県告示第59号により指定した区域（たつの市新宮町平野字中ノ深田60番1の一部）の一部

2 特定有害物質の名称

ポリ塩化ビフェニル



兵庫県告示第403号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南あわじ市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年4月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（道路台帳修正）

2 作業期間

平成26年9月18日から平成27年3月31日まで

3 作業地域

南あわじ市全域



兵庫県告示第404号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（平成29年近畿地方整備局告示第40号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年4月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

- 兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3.4.607号揖保線
- 3 事業施行期間
平成23年3月3日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年4月4日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年4月4日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年4月4日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				備考
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
県道 切畑道場線	宝塚市玉瀬字イヅリハ1番148から 同 市玉瀬字イヅリハ1番88まで	旧	5.0から 55.0まで	314.0	一部 予定地
		新	4.0から 27.0まで	314.0	



兵庫県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年4月4日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年4月4日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年4月4日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				備考
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
県道 能勢猪名川線	川辺郡猪名川町紫合字古屋205番9から 同 郡同 町紫合字古屋208番2まで	旧	9.0から 15.0まで	27.0	
		新	9.0から 10.0まで	27.0	



兵庫県告示第407号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、兵庫県営住宅の使用料の収納事務を、神鋼不動産ジークレフサービス株式会社に次のとおり委託した。

平成29年4月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称
使用料
- 2 委託した事務の範囲
兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号）第59条に規定する使用料の収納事務
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名
神戸市中央区脇浜町2丁目8番20号
神鋼不動産ジークレフサービス株式会社
取締役社長 柴 田 孝 之
- 4 委託年月日
平成29年4月1日
- 5 収納の方法
収納受託者は、兵庫県営住宅の使用料を収納するときは、その権限があることを示す委託証明書を納入義務者に示し、領収書を交付するものとする。



兵庫県告示第408号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成29年4月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H28丹波位置 0003号	29. 3. 21	丹波市氷上町石生字下久手674番1、677番、 679番の各一部	5.00	24.76



兵庫県告示第409号

平成19年兵庫県告示第425号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

平成29年4月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表1（加西市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）及び表2（加西市における条例第7条第3号に規定する特別指定区域一覧）を削除し、以下の表を追加する。

表（加西市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表 第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
甲和泉町地区 条例別表第3の3 の項	加西市和泉町字池尻、字万所、字 出口、字先祖口、字西ノ山、字中 屋敷、字ヲクノ谷、字泉田、字中 河内、字西浦及び字宝ノ前の各一 部	平成27年兵庫県条例第 21号による改正前の条 例（以下「旧条例」とい う。）別表第3の1の項 に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

乙和泉町地区 条例別表第3の3 の項	加西市和泉町字宮ノ前及び字鳥居元の全部並びに字中垣内、字宝ノ前、字岡ノ山、字登り口、字出口、字中屋敷及び字西浦の各一部、野上町字ヨコ枕及び字ニシラ田の各一部並びに池上町字旅所前の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
野上町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野上町字ニシラ田、字ヨコ枕、字大日前、字大年前、字カタギヤシキ、字大年元、字ハザマ、字ダケノ上、字影の木、字ワキ田及び字六ノ坪の各一部並びに池上町字旅所前の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
池上町地区 条例別表第3の3 の項	加西市池上町字内畑の全部並びに字宮ノババ、字旅所、字旅所前、字石橋、字田畑、字薬師谷、字前田、字長尾、字サガリ及び字坂本の各一部並びに野上町字ニシラ田の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
山田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山田町字東谷、字上村ナカ、字釜ノ口、字村西、字芝崎、字千後、字下村中、字サクラノ坪、字六反田、字廣畑、字観音堂、字ハヶ田、字馬ケ谷及び字西ラの各一部並びに和泉町字小宝瀬、字五反田及び字若宮の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (平成29年4月4日)
同 上 条例別表第3の5 の項	加西市山田町字六反田及び字広畑の各一部並びに馬渡谷町字下垣内の一部	別表第1の9の項に規定する工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型（拡張タイプ））に建築できる建築物	平成29年4月4日
満久町地区 条例別表第3の3 の項	加西市満久町字村前、字村東、字村内、字西ノ芝、字西僧、字峠、字サコダニ、字池尻、字大西、字一本松、字中野及び字朝川の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
島町地区 条例別表第3の3 の項	加西市島町字屋敷田及び字丸町の全部並びに字土橋、字横ヶ谷及び字大北の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
西野々町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西野々町字オノ神及び字内端の全部並びに字沢ノ堂、字高尾、字カナヤ、字六地藏、字アンカハナ、字青地及び字宮後の各一部、池上町字宮ノババ、字御宿カチ及び字旅所の各一部並びに和泉町字西浦の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)

同 上 条例別表第3の5 の項	加西市池上町字岡崎の一部及び別府町字岡崎の一部	別表第1の9の項に規定する工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型（拡張タイプ））に建築できる建築物	平成29年4月4日
	加西市西野々町字小沢及び字ソブ々の各一部	別表第1の11の項に規定する工場等誘導区域（加西市地域産業振興型）に建築できる建築物	平成29年4月4日
馬渡谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市馬渡谷町字中ノ垣内、字村下、字施筆、字山添、字東山、字下垣内、字野手、字イナバ、字掘ノ元、字中谷、字兎ヶ谷及び字ソトワクチの各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市馬渡谷町字中ノ垣内、字村下、字下垣内、字イナバ、字中谷及び字ソトワクチの各一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域（地縁者小規模事業所型）に建築できる建築物	平成26年7月25日
大工町地区 条例別表第3の3 の項	加西市大工町字中のかちの全部並びに字けこうじ口、字森ノ本、字寺ノ下、字松ノ下、字向イダ、字広畑ヶ及び字ウエンダの各一部並びに馬渡谷町字施筆の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日)
	加西市大工町字中のかち、字けこうじ口、字森ノ本、字松ノ下、字向イダ及び字広畑ヶの各一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域（地縁者小規模事業所型）に建築できる建築物	平成25年2月26日
鍛冶屋町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鍛冶屋町字千尾谷、字石原、字千尾岡、字村下、字ダラメ、字山ノ谷、字廣芝、字大池尻、字内ガチ、字スゲ田、字大畑ヶ、字村上、字若宮、字籠下及び字玉谷池ノ内の各一部並びに馬渡谷町字トホリの一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市鍛冶屋町字千尾谷の一部	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日)
油谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市油谷町字宮ノ下、字宮田、字奥池尻、字東池流、字丸山、字大畑ヶ、字三十八口、字赤坂、字山ノ谷、字中谷、字橋ノ元及び字旅所の各一部並びに田谷町字高月及び字宮ノ東の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

田谷町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市田谷町字岩ハナの全部並びに字佃、字ソノカチ、字塚原、字門ハナ、字大木ノ上、字ドウ田、字前田、字丁田、字上ノ山、字ハソバ、字森ケ内、字宮ノ東、字粟田、字高尾、字梨ケ谷、字井ノ上、字福手山及び字ロクロ谷の各一部	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月25日)
	加西市田谷町字前田、字佃及び字丁田の各一部	旧条例別表第 3 の 2 の項に規定する建築物	平成23年 5 月31日 (平成26年 7 月25日)
国正町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市国正町字上所、字下所、字西羅、字前田、字中曾根、字小屋ノ下、字折渡り、字迎所、字辻ノ前、字切池、字乳母ヶ谷、字五助ヶ谷、字宮ノ浦、字御霊谷、字尾筋、字スケン上、字金山、字濁池、字四辻、字四辻ノ上、字小谷及び字宮ノ前の各一部並びに田谷町字井ノ上の一部	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月25日)
	加西市国正町字辻ノ前及び字乳母ヶ谷の各一部	旧条例別表第 3 の 2 の項に規定する建築物	平成23年 5 月31日 (平成26年 7 月25日)
小印南町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市小印南町字峰山、字西、字西前、字前中、字前東、字アラ内、字赤坂、字上代、字本村、字石ノ脇、字前田、字林ノ下、字大内、字迎山、字二反田、字アシ谷、字枝谷、字東野、字壱丁歩西及び字落合の各一部、油谷町字前田、字西ノ岡及び字草野の各一部並びに青野町字上ノ畑及び字下ノ畑の各一部	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月25日)
	加西市小印南町字西、字前東及び字東野の各一部、油谷町字草野の一部並びに青野町字上ノ畑及び字下ノ畑の各一部	別表第 1 の 6 の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年 7 月25日
青野町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市青野町字流尾、字中垣内、字下垣内、字林ノ谷、字岡、字長谷、字山ノ谷、字土手ノ内、字上垣内、字上大澤、字出口池尻、字上ノ畑、字堂ノ元、字中大澤、字上平黒及び字上皿池の各一部並びに都染町字松尾の一部	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月25日)
	加西市青野町字長谷、字中垣内、字流尾、字堂ノ元及び字上大澤の各一部	旧条例別表第 3 の 2 の項に規定する建築物	平成23年 5 月31日 (平成26年 7 月25日)

殿原町地区 条例別表第3の2 の項	加西市殿原町字辻井、字なごめ及び字五反田の各一部、越水町字辻井の一部並びに中富町字磯辺、字西堤及び字西ノ下の各一部	別表第1の1の項に規定する工場、店舗等周辺区域(中国道加西インター北部産業施設集積型)に建築できる建築物	平成25年12月27日
同 上 条例別表第3の3 の項	加西市殿原町字前田の全部並びに字上川原、字金山辻、字井ノ元、字丁田、字倉ノ坪、字柳田、字上ノ垣内、字大将垣内、字西市岡、字東市岡、字桃梨子、字甲田、字土ノ坪及び字権現谷の各一部並びに上野町字高橋の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市殿原町字上川原、字上ノ垣内、字大将垣内、字前田、字西市岡、字東市岡及び字桃梨子の各一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
鴨谷町地区 条例別表第3の2 の項	加西市鴨谷町字谷田、字山崎及び字道々の各一部並びに殿原町字竹島及び字ソトバの各一部	別表第1の2の項に規定する工場、店舗等周辺区域(県道大和北条停車場線沿道産業施設集積型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
同 上 条例別表第3の3 の項	加西市鴨谷町字前垣内の全部並びに字中垣内、字小山、字後垣内、字巖嶋、字宮ノ下、字大木、字道々、字延引、字大日前、字清水、字塩谷、字妙売坂、字池尻、字上中後、字小牧、字少婦谷、字池ノ内、字宮谷、字カヤ尻、字大年浦、字安井、字中曾根及び字谷田の各一部並びに殿原町字下川原、字公事山、字草ノ木及び字青石の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市鴨谷町字前垣内の全部並びに字中垣内、字小山、字後垣内、字巖嶋、字道々、字塩谷、字宮谷、字安井、字中曾根及び字谷田の各一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
笹倉町地区 条例別表第3の3 の項	加西市笹倉町字フカタ、字東カイチ、字西カイチ、字安カハナ、字小竹生、字出口、字城ノ岡、字堂ノ上、字堂ノ下、字ハザイ、字小向、字前山、字池田、字アンノ上及び字川ノ上の各一部並びに中富町字黒田の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (平成29年4月4日)

	加西市笹倉町字安カハナ、字小竹生、字出口、字城ノ岡、字堂ノ上、字堂ノ下、字ハザイ、字小向、字前山及び字川ノ上の各一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	(平成29年4月4日)
同上 条例別表第3の5の項	加西市笹倉町字サカサマノ東の一部	別表第1の10の項に規定する工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型(用途変更タイプ))に建築できる建築物	平成29年4月4日
中富町地区 条例別表第3の3の項	加西市中富町字宮ノ元の全部並びに字大將軍、字磯部、字西ノ下、字森ヶ坪、字平田、字前田、字落合、字若宮、字池ノ下、字丁市、字ハヌキ、字初沢、字初沢川原、字舟山添及び字寿仙寺の各一部並びに満久町字大西の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同上 条例別表第3の5の項	加西市中富町字前田及び字チブクの各一部	別表第1の9の項に規定する工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型(拡張タイプ))に建築できる建築物	平成29年4月4日
越水町地区 条例別表第3の3の項	加西市越水町字若宮、字池ノ上、字宮田及び字谷の各一部、中富町字椿の一部、北町字鈴ヶ森の一部並びに殿原町字鈴ヶ森、字寺ノ前、字大將垣内、字谷及び字辻井の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市殿原町字鈴ヶ森、字大將垣内、字谷及び字辻井の各一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
北町地区 条例別表第3の3の項	加西市北町字前畑の全部並びに字山根及び字谷田の各一部、殿原町字谷及び字鈴ヶ森の各一部、越水町字池ノ下の一部、別所町字西山及び宮ハダの各一部並びに上野町字池ノ下及び字野根の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

別所町地区 条例別表第3の3 の項	加西市別所町字千貫谷、字カミ垣、 字前田、字宮ノ前、字上ノ山、字 茶屋ノ元、字松ノ元、字ソブソブ、 字池ノ内、字西谷及び字西山の各 一部、満久町字一本松の一部並び に北町字大西野及び字谷田の各一 部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
	加西市別所町字千貫谷、字カミ垣、 字前田、字宮ノ前、字茶屋ノ元、 字ソブソブ、字池ノ内、字西谷及 び字西山の各一部並びに満久町字 一本松の一部	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物	平成25年12月27日
同 上 条例別表第3の5 の項	加西市別所町字宮ノ前、字上ノ山 及び字カミ垣の各一部	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成25年12月27日
上野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市上野町字高橋、字朝垣、字 村間、字池ノ下及び字野根の各一 部並びに殿原町字寺ノ前及び字大 歳前の各一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
田原町地区 条例別表第3の3 の項	加西市田原町字カマエ及び塩カラ の全部並びに字大坪、字山田、字 瓦ヶ山、字森田、字川原釜、字稲 荷前、字アシカ、字稲荷、字中ノ 峠、字大歳、字竹ヶ鼻、字西垣内、 字門田、字木原、字局、字宮ノ前、 字城ヶ辻、字ヌノ尻、字前、字清 水、字小山田、字木ノ下、字中垣 内、字天道、字ヨフズ、字宮ノ下、 字恋場、字ノギ、字宝蔵坊、字蔵 ノ前、字岩ヶ淵、字小山、字カイ ソウ及び字堂ノ前の各一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
網引町地区 条例別表第3の3 の項	加西市網引町字灰田の全部並びに 字小芝、字上灰田、字王子原、字 茶木之元、字堀ノ前、字中垣内、 字東垣内、字針田、字オノ木、字 辻ノ外、字市場、字上垣内、字西 ノ窪、字芥田屋敷、字大藪ノ後、 字北畑、字北山、字宮ノ後及び字 宮ノ前の各一部並びに栄町字三木 道西の一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
南網引町地区 条例別表第3の3 の項	加西市網引町字菰池、字鴨ヶ谷、 字脇田、字向田、字阿弥陀山ノ下、 字赤松ヶ尾、字奥ノ田、字硯ヶ岡、 字段山及び字糖塚の各一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

	加西市網引町字向田、字阿弥陀山ノ下、字赤松ヶ尾及び字奥ノ田の各一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
栄町地区 条例別表第3の3の項	加西市栄町字高山上大道北一、字高山上大道北二、字村前、字高山上大道南一、字高山上大道南二、字五領道西、字三木道西一、字大道南、字三木道西二、字三木道北二、字三木道南一、字三木道北一及び字赤坂下の各一部、網引町字北山及び字上灰田の各一部並びに桑原田町字板屋及び字桑畑ケの各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
桑原田町地区 条例別表第3の3の項	加西市桑原田町字中条垣内の全部並びに字堂ノ前、字薬師ノ元、字池ノ下、字宮ノ前、字西ノ前、字西ノ垣内、字長畑ケ、字二ノ宮ノ元、字北野畑ケ、字高町、字春井、字桑畑ケ、字野畑ケ及び字南山の各一部並びに栄町字高山上大道北二の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市桑原田町字宮ノ前、字西ノ前、字西ノ垣内、字長畑ケ、字二ノ宮ノ元、字春井及び字南山の各一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
繁陽町地区 条例別表第3の3の項	加西市繁昌町字流、字上田、字流ウラ、字恋ノ尻、字ウチ田、字藤ノ木、字翁谷、字ウリヤ、字岸ノ上、字山添、字清洞、字北惣中及び字南惣中の各一部並びに桑原田町字アラ内の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
繁昌町地区 条例別表第3の3の項	加西市繁昌町字山ノ脇、字北山、字川西、字椋ノ木、字熊谷、字順礼川原、字五六、字今天神、字沢田、字中田、字川原、字東条、字大山、字中村、字大坪、字若の下、字ハヌキ原、字ヲワン、字百代寺下、字成福寺、字山畑、字藪添、字神谷田、字中嶋、字柳原、字山ノ辻、字宮ノ下、字江ワキ、字田角、字森ガハナ及び字大井の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

	加西市繁昌町字中田、字川原、字東条、字大山、字中村、字大坪、字ハヌキ原、字ヲワン、字山畑、字柳原、字江ワキ及び字森ガハナの各一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
同 上 条例別表第3の5 の項	加西市繁昌町字五郎池沢及び字沖の各一部	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成21年4月7日
	加西市繁昌町字五郎池沢、字沖及び字南ノ岡の各一部	旧条例別表第3の7の項に規定する工場	平成21年4月7日
同 上 条例別表第3の6 の項	加西市繁昌町字南ノ岡の一部	旧条例別表第3の8の項に規定する施設	平成21年4月7日
繁昌団地自治会地区 条例別表第3の3 の項	加西市繁昌町字今天神及び字小池上の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
上宮木町地区 条例別表第3の3 の項	加西市上宮木町字住吉西、字土井ノ内、字居垣、字ヲイノ元、字山サノ前、字出口、字溝ノ上、字西居垣、字深町、字落ヶ池、字前田及び字帰り垣の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
下宮木村町地区 条例別表第3の3 の項	加西市下宮木町字住吉前及び字井ノ上の全部並びに字内屋敷、字宮ノ元、字井上西、字吉田及び字薬師西の各一部並びに上宮木町字住吉西、字居垣及び字土井ノ内の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
下宮木町地区 条例別表第3の3 の項	加西市下宮木町字住吉前及び字井ノ上の全部並びに字内屋敷、字宮ノ元、字井上西、字吉田及び字薬師西の各一部並びに上宮木町字住吉西、字居垣及び字土井ノ内の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
鶉野上町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鶉野町字段ノ内、字家塚浦、字飯森前、字家塚前、字段ノ池尻、字家塚、字上門前、字東門前、字西門前及び字大願地の各一部、豊倉町字荻原の一部並びに上宮木町字水正の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
鶉野南町地区 条例別表第3の2 の項	加西市鶉野町字東大下及び字東瀬広の各一部、田原町字宮ノ谷、字皆田口及び字大將軍の各一部並びに中野町字南上山の一部	別表第1の3の項に規定する工場、店舗等周辺区域(鶉野南町国道372号沿道産業集積型)に建築できる建築物	平成26年7月25日

同 上 条例別表第3の3 の項	加西市鶴野町字東瀬広、字西瀬広、 字西大下、字西小下及び字東大下 の各一部、田原町字カインウ、字 瀬広及び字猿楽の各一部並びに東 笠原町字向及び字蓮垣内の各一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
都染町地区 条例別表第3の3 の項	加西市都染町字北垣内、字岡垣内、 字南垣内、字村前、字柿ノ木及び 字谷田の各一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
別府西町地区 条例別表第3の3 の項	加西市別府町字桃子野、字栗ノ木、 字岡開地、字釜ヶ辻、字ナメラ、 字石ヶ坪、字明神山、字馬谷、字 王子山、字桃子岡、字古川、字上 万田、字淵ノ垣内、字山本及び字 桃子の各一部、山枝町字桃子野の 一部、朝妻町字野田の一部、常吉 町字鳥ヶ池跡の一部並びに都染町 字ブラの一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
別府中町地区 条例別表第3の3 の項	加西市別府町字大林の全部並びに 字池ノ方、字茶屋ヶ岡、字高瀬、 字北ヶ池、字南ノ岡、字前垣内、 字花ノ池尻、字大道池下、字上垣 内、字上三条、字野手、字上ヶ池 下、字寺田岡、字五良ヶ池東及び 字小池下の各一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市別府町字高瀬、字北ヶ池、 字南ノ岡、字前垣内、字花ノ池尻、 字大道池下、字上垣内、字野手、 字上ヶ池下及び字小池下の各一部	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物	平成26年7月25日
別府東町地区 条例別表第3の3 の項	加西市別府町字南細沢、字野ヶ地、 字柿木谷、字唐図池下、字神田ヶ 谷、字餅池下、字野田、字堀切、 字竹ノ元、字唐図池東、字上細沢、 字小池下、字神田前、字東ノ岡、 字南ノ岡、字北ノ芝、字芝崎、字 長島、字下常及び字草野の各一部、 青野町字草野の一部並びに都染町 字野堂の一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
常吉町地区 条例別表第3の3 の項	加西市常吉町字南畑の全部並びに 字構、字中川原、字芝崎、字前田、 字小池ノ跡、字西ノ下、字山崎、 字東畑、字池ノ内、字井ノブ、字 熊谷、字柿木谷、字山崎畑、字北 開地、字瀧ノ上、字西ホ及び字清 水尻の各一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

朝妻町地区 条例別表第3の3 の項	加西市朝妻町字御蔵垣内、字毘沙門ノ下、字新池ノ下、字アンノ上、字落ヶ池ノ下、字大歳浦、字脇田、字清サ、字古垣内、字池ノ上、字中垣内、字池ノ内、字野手、字道ノ上、字ヲトノ、字野田、字丸山、字柄見、字竹ノ下、字家ノ下、字下井、字カヤ原、字笥詰、字南垣内、字東山、字与四郎ヶ岡、字安楽寺及び字川原の各一部、繁昌町字大柳、字百代寺及び字天神の各一部並びに山枝町字安楽寺及び字桃子野の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
	加西市朝妻町字御蔵垣内、字アンノ上、字ヲトノ、字野田、字丸山、字家ノ下及び字下井の各一部、繁昌町字大柳の一部並びに山枝町字桃子野の一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成25年12月27日
豊倉町地区 条例別表第3の2 の項	加西市豊倉町字山ノ谷の一部及び玉野町字飯森野の一部	別表第1の4の項に規定する工場、店舗等周辺区域(県道玉野倉谷線沿道商業・サービス施設集積型)に建築できる建築物	平成25年12月27日
	加西市豊倉町字山ノ谷及び字飯森の各一部、玉野町字飯森野の一部並びに中西町字広野の一部	別表第1の5の項に規定する工場、店舗等周辺区域(県道玉野倉谷線沿道流通業施設集積型)に建築できる建築物	平成25年12月27日
同 上 条例別表第3の3 の項	加西市豊倉町字上村北、字北ノ後、字上村下、字上村、字三ノ谷、字池ノ下、字中村、字中村下、字下村下、字宮中、字下村、字北ノ山、字岸ノ上及び字萩原の各一部並びに鶴野町字段ノ内及び字大願寺の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
	加西市豊倉町字上村下、字上村、字池ノ下、字中村、字中村下、字下村及び字萩原の各一部並びに鶴野町字段ノ内及び字大願寺の各一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成25年12月27日
	加西市玉野町字前垣内、字竹カ端、字鍛冶屋垣内、字堂ノ前、字宮ノ谷、字天川、字西ノ岡、字西脇、字大坪、字内垣内、字柿ノ木、字	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

玉野町地区 条例別表第3の3 の項	彦三、字飯盛野、字内町、字昆沙門、字堂ノ本、字堂ノ上、字越後橋、字カヤ田、字川ノ上、字横辻、字宮ノ前、字西山及び字長法寺の各一部、玉丘町字宮ノ前峠、字宮ノ前堂ノ東、字宮ノ前地藏西及び字長倉出水の各一部並びに山枝町字壺丁田の一部		
山枝町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山枝町字入道ヶ谷、字桃子野、字小正開地、字壺丁田、字村内、字村前、字坂本、字安楽寺、字池ノ尻、字山ノ上、字廣長及び字東山の各一部、朝妻町字野田の一部並びに別府町字桃子野の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (平成29年4月4日)
同 上 条例別表第3の5 の項	加西市山枝町字桃子野の一部及び別府町字桃子野の一部	別表第1の9の項に規定する工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型(拡張タイプ))に建築できる建築物	平成29年4月4日
玉丘町地区 条例別表第3の3 の項	加西市玉丘町字芳ヶ端、字水塚、字宮ノ前、字宮ノ前西、字北山、字逆、字宮ノ前地藏西及び字芳ヶ端下の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市玉丘町字芳ヶ端及び字逆の各一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
青野原町地区 条例別表第3の3 の項	加西市青野原町字草野の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
福住東町地区 条例別表第3の3 の項	加西市福住町字南垣内及び字柳町の全部並びに字宮ノ下、字田中ノ下、字後之谷、字中長、字立石、字久保田、字作り上、字北垣内、字鎌田、字構イ、字蔵ヶ坪及び字ウシロの各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
福住西町地区 条例別表第3の3 の項	加西市福住町字村前、字中長、字後之谷及び字堀畑の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
山下西町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山下町字峯ノ坊、字畑谷、字浦上、字中條、字寺門、字田積、字門前、字貝積、字城山及び字樽井の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

	加西市山下町字貝積の一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
山下中町地区 条例別表第3の3の項	加西市山下町字堂ノ端の全部並びに字井ノ奥、字畑谷、字五反田、字岩ノ奥、字山中、字北所、字浦上、字高尾及び字樽井の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
山下東町地区 条例別表第3の3の項	加西市山下町字下條の全部並びに字虫啼野、字崇ラ谷、字御車下、字家中、字廣元、字中ノ坪、字新池尻、字流川、字池ノ首、字大ヶ岡、字堂ノ上、字御車、字紺屋垣内、字向ヒ山、字土井畑、字五反田、字池田、字上中ノ坪、字峠、字丸山、字北田、字大連山、字千原及び字中ノ池尻の各一部並びに吉野町字無現山の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市山下町字峠及び字丸山の各一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
西横田町地区 条例別表第3の3の項	加西市西横田町字井ノ熊の全部並びに字垣内、字前田、字大坪、字東浦、字西ノ前、字岡ノ辻、字向垣内、字正角、字久語、字池田、字下モ田、字戸谷、字堂ノ下、字寺山及び字門前の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東横田町地区 条例別表第3の3の項	加西市東横田町字垣内の全部並びに字堂ノ鼻、字藪下、字北山、字宮ノ東、字宮ノ前、字西池下、字長坂及び字長ヲサの各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
鎮岩町地区 条例別表第3の3の項	加西市鎮岩町字田中、字中代、字東前、字加庄庵、字ハサコ、字西ノ岡、字堂ノ西、字弁才天、字塩ノ山、字下モ代、字町寄セ、字東ラ、字コブチ、字大道及び字風呂ノ浦の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市鎮岩町字田中、字中代、字東前、字堂ノ西、字町寄セ、字東ラ、字コブチ及び字大道の各一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日

同 上 条例別表第3の5 の項	加西市鎮岩町字宿ノ前及び字古鎮 岩の各一部	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成25年2月26日
岸呂町地区 条例別表第3の3 の項	加西市岸呂町字池ノ尻、字柳ノ内、 字福田、字寺垣内、字掘越及び字 宮西の各一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東長町地区 条例別表第3の3 の項	加西市東長町字村前の全部並びに 字助友、字村下、字井ノ部、字道 ノ下及び字分ノ町の各一部並びに 西長町字村下及び字藪下の各一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
西長町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西長町字扇子平山、字小谷 口、字南ノ垣、字西ノ垣、字北ノ 垣、字東ノ垣、字藪下、字村下、 字五反田、字岡ノ前、字岡、字二 反田、字天田、字大平山及び字川 原中の各一部、東長町字繁野の一 部並びに両月町字牛谷の一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東剣坂町地区 条例別表第3の3 の項	加西市東剣坂町字村中の全部並び に字経尾、字上ノ馬場、字寺崎、 字下ノ馬場、字上ノ大道、字堂ノ 前、字大沢ノ内、字澤、字米山、 字鍋柳、字堀ノ尻、字村前、字土 矢倉、字上代及び字大坪の各一部 並びに西剣坂町字河高及び字小谷 口の各一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同 上 条例別表第3の5 の項	加西市東剣坂町字上代の一部	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成24年6月26日
西剣坂町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西剣坂町字狐谷、字城ヶ奥、 字油ヶ谷、字西上ノ山、字尾前奥、 字廣畑ヶ、字薩高、字山根、字松 本、字千原、字村中、字町田、字 深田、字河高及び字小谷口の各一 部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
中山町地区 条例別表第3の3 の項	加西市中山町字宮ノ下、字梨谷、 字溝田ノ上、字西垣内、字東垣内、 字池ノ谷、字大將軍、字山ノ口、 字清蔵ヶ谷、字清水返及び字本谷 の各一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
大柳町地区 条例別表第3の3 の項	加西市大柳町字石ノ本、字泥口、 字下垣内、字小久語、字中山口、 字千谷口、字赤阪、字向ヒ、字ダ ル、字奥垣内、字向ヒ石ノ本、字 中蔵口及び字梨谷の各一部並びに	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

	中山町字梨谷及び字山ノ口の各一部		
王子町地区 条例別表第3の3 の項	加西市王子町字小池ノ谷、字小峠、字戒池ノ下、字野田、字野中、字北角、字垣内、字拾町歩及び字宮ノ前の各一部並びに戸田井町字南カイチの一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市王子町字小池ノ谷、字小峠及び字拾町歩の各一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
戸田井町地区 条例別表第3の3 の項	加西市戸田井町字川ノ上、字村西、字深田、字薬師前、字竹ノ下、字南カイチ及び字村東の各一部並びに両月町字郡長の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
両月町地区 条例別表第3の3 の項	加西市両月町字平林、字大ケ池尻、字村前、字高町、字郡長、字村ノ内、字馬橋及び字宮ノ本の各一部並びに戸田井町字村西の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
大村町地区 条例別表第3の3 の項	加西市大村町字宮ノ前の全部並びに字越前、字六ノ坪、字前ノ下、字西ノ垣内、字宮ノ後、字池ノ下、字堂山、字上ノ山、字瀧ノ方、字京前及び字掘町の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同 上 条例別表第3の5 の項	加西市大村町字下平田の一部	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成21年4月7日
尾崎町地区 条例別表第3の3 の項	加西市尾崎町字後山添及び字西ラ畑の全部並びに字山ノ間、字西ノ脇、字京十万、字蒸セノ山、字タイシヤク谷、字飯盛、字野池、字西ノ岡及び字加門ケ下の各一部、中西町字サノキ谷及び字広野の各一部、大村町字越前、字加門ケ下、字六ノ坪、字京十万及び字堂山の各一部並びに段下町字東野、字奥山及び字戸中の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
	加西市尾崎町字西ラ畑、字山ノ間、字西ノ脇、字蒸セノ山、字タイシヤク谷及び字西ノ岡の各一部並びに大村町字越前、字加門ケ下、字六ノ坪及び字京十万の各一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成25年12月27日

段下町地区 条例別表第3の3 の項	加西市段下町字宮垣内の全部並びに字宮ノ上、字後口代、字池ノ内、字戸中、字庄司ヶ谷、字中ノ垣内、字林ヶ谷、字乙池、字向山、字皿池尻、字開キ、字二反田及び字中曾根の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市段下町字後口代、字戸中、字中ノ垣内、字乙池、字向山、字二反田及び字中曾根の各一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
中西南町地区 条例別表第3の3 の項	加西市中西町字垣内、字サノキ谷、字ヘノ沢及び字谷口の各一部並びに大村町字加門ヶ下の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
中西北町地区 条例別表第3の3 の項	加西市中西町字上ノ岡、字岡、字堂ヶ谷、字向井、字垣内、字トリテ、字大林及び字オノ神の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
琵琶甲町地区 条例別表第3の3 の項	加西市琵琶甲町字堂ノ前、字西谷、字東谷、字鍋垣内、字大年谷、字宮ノ前及び字垣内の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
新生町地区 条例別表第3の3 の項	加西市新生町の全部並びに琵琶甲町字広野及び字東谷の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
野条町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野条町字中ノ角の全部並びに字上西谷、字西谷、字中尾、字高町、字中ノ下、字上南谷、字藪敷、字北ノ端、字古池、字東茨谷、字上北ノ端及び字南茨谷の各一部、琵琶甲町字広野及び字東谷の各一部並びに鶴野町字西中沢及び字西上沢の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
牛居町地区 条例別表第3の3 の項	加西市牛居町字殿垣内の全部並びに字池ノ後、字松ノ内、字鳥バミ、字藪下、字下平ノ沢、字赤坂、字権兵衛野、字平ノ沢及び字普代ノ垣内の各一部並びに琵琶甲町字堂ノ前及び字西谷の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
上野田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野田町字後山、字アン林、字岡本、字田中ノ内、字溝向及び字野田代の各一部並びに西笠原町字大谷の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

<p>東野田町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市野田町字道下の全部並びに 字田中ノ内、字溝向、字三辻、字 鳥居本、字上戸、字中スカエ、字 カミ田、字シボラ、字土居ノ内及 び字六ヶ坪の各一部、西笠原町字 北ノ谷、字カミ田、字六ヶ坪及び 字上戸の各一部、東笠原町字北田 山、字北田及び字薬師ノ下の各一 部、牛居町字森井及び字池ノ後の 各一部並びに王子町字王子クゴの 一部</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p>東笠原町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市東笠原町字オノ神、字下河 原、字上澤、字下澤、字川田、字 沖、字中溝、字山ノ下、字東山、 字前及び字向の各一部並びに西笠 原町字クゴの一部</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p>同 上 条例別表第3の8 の項</p>	<p>加西市東笠原町字東山の一部</p>	<p>別表第1の12の項に規 定する地域資源活用区 域(鶴野飛行場南部歴史 資源活用型)に建築でき る建築物</p>	<p>平成29年4月4日</p>
<p>西笠原町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市西笠原町字北ノ谷、字大谷、 字六蔵、字前垣内、字藪ノ上、字 山本、字野垣内、字上西、字永長、 字奥垣内、字クゴ及び字上戸の各 一部、野田町字志ボラ及び字アン 林の各一部並びに東笠原町字オノ 神及び字前の各一部</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成25年12月27日)</p>
<p>西笠原町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市西笠原町字大谷、字前垣内、 字藪ノ上、字山本及び字クゴの各 一部</p>	<p>別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物</p>	<p>平成25年12月27日</p>
<p>西笠原町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市西笠原町字大谷の一部及び 野田町字アン林の一部</p>	<p>別表第1の8の項に規 定する地域活力再生等 区域(西笠原グリーンタ ウン型)に建築できる建 築物</p>	<p>平成25年12月27日</p>
<p>三口町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市三口町字善坊、字市場、字 上ノ山、字北山、字西所、字西角、 字村中、字大坪、字東野、字村前、 字イナバ及び字稲所の各一部、坂 本町字北山及び字西角の各一部並 びに西笠原町字大谷及び字六蔵の 各一部</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成25年12月27日)</p>

	加西市三口町字善坊、字市場、字上ノ山、字北山、字西所、字西角、字東野、字村前、字イナバ及び字稲所の各一部、坂本町字北山の一部並びに西笠原町字六蔵の一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成25年12月27日
坂本町地区 条例別表第3の3の項	加西市坂本町字上ノカチ、字西ノカチ、字東ノカチ、字二ツ池ノ下、字大谷口、字赤坂、字馬場先、字中ノ坪、字セツホク、字北山、字猫尾、字西ノ沢及び字出口の各一部並びに三口町字北山の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年2月26日
倉谷町地区 条例別表第3の3の項	加西市倉谷町字中屋敷、字永長、字下苗代、字神小垣内、字北ノ側、字湯出ノ坪、字渋田、字芋畦及び字焼野の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
千ノ沢町地区 条例別表第3の3の項	加西市倉谷町字油田坪、字東ノ谷、字戸井町坪、字宮ノ東、字八分、字筒ヶ池ノ内、字曾崎坪及び字裏山の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市倉谷町字宮ノ東、字八分、字筒ヶ池ノ内及び字裏山の各一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
北条町小谷地区 条例別表第3の3の項	加西市北条町小谷字下鴻谷、字東垣内、字四反田、字下垣内、字上垣内、字祢々田、字中溝、字太谷、字音ヶ谷、字上鴻谷及び字城山の各一部並びに北条町北条字堀池の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
北条町栗田地区 条例別表第3の3の項	加西市北条町栗田字奥谷、字下岡、字西法寺、字小泉、字カスガ谷及び字前田の各一部並びに北条町横尾字小泉の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
北条町東高室地区 条例別表第3の3の項	加西市北条町東高室字宿の全部並びに字宮ノ本、字西ノ出口、字海道林、字五代田、字大新田、字コブチ、字西中野、字皿池、字東中野、字中野、字四ツ池、字大澤、字東代、字京尾、字向林、字荒神山裏、字荒神山、字薬師及び字大谷の各一部、段下町字戸中の一部並びに鎮岩町字コブチの一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)

	加西市北条町東高室字大新田、字皿池、字東中野、字中野、字四ツ池、字東代、字京尾及び字大谷の各一部、段下町字戸中の一部並びに鎮岩町字コブチの一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成25年2月26日
北条町西高室地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町西高室字村中の全部並びに字清水田、字大溝、字薬師谷、字木ノ下、字村下、字大坪及び字和田の各一部並びに北条町西南字馬ヶ谷の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
北条町東南地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町東南字一ノ谷、字岩ヶ鼻及び字村内の各一部並びに北条町西南字菊ヶ谷及び字谷田の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
北条町西南地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町西南字西下池尻、字東垣内、字東奥谷、字菊ヶ谷、字西奥谷、字片山、字大坪、字大道、字馬ヶ谷及び字谷田の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
北条町黒駒地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町黒駒字打乗、字住吉前、字寺前、字大將軍の全部並びに字向山、字宮前、字女鹿山及び字中野の各一部、市村町字狭間、字栗山及び字上森竹の各一部並びに北条町北条字菊ヶ谷の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市北条町黒駒字打乗、字住吉前、字寺前、字大將軍、字向山、字女鹿山及び字中野の各一部並びに市村町字狭間及び字栗山の各一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
女鹿山自治区地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町黒駒字女鹿山及び字宮ノ前の各一部並びに西上野町字女鹿山及び字東女鹿山の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市谷町字油谷、字塚ノ坪、字岩井、字西垣内、字岡田、字内畑、字宮森、字宝前、字土真田、字堂ノ前及び字ヲタの各一部、北条町小谷字財ノ元及び字中溝の各一部並びに北条町北条字古市場の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
西谷東町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西谷町字上渡り、字北渡り、字西渡、字渡、字天神谷、字生姜谷、字葉ノ木、字上葉ノ木、字カズラ谷、字深田、字宝及び字下桜の各一部、谷町字溝ノ上、字餅田及び字稗田の各一部、西上野町字	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

	上平田の一部並びに窪田町字上向の一部		
	加西市西谷町字葉ノ木、字深田、字宝及び字下桜の各一部、谷町字餅田及び字稗田の各一部、西上野町字上平田の一部並びに窪田町字上向の一部	別表第 1 の 6 の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年 7 月 25 日
西谷西町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市西谷町字観音谷、字東観音谷、字行安谷、字上渡り、字西渡、字西荒木及び字椎野の各一部並びに畑町字千軒寺の一部	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月 25 日)
	加西市西谷町字観音谷、字上渡り、字西渡及び字椎野の各一部	別表第 1 の 6 の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年 7 月 25 日
畑町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市畑町字山ケ谷、字梶ケ谷、字貝間、字今善寺、字老ノ前、字佐無伊、字上山、字馬場、字中芝、字網ケ谷、字柳ノ元、字井ノ上、字風目、字大崎、字乗末、字鳥居元、字門田、字片山、字千軒寺、字土師縄手、字大池ノ下、字内垣内、字ニタス、字中溝、字盆野、字居垣内、字法花谷、字箸谷、字倉狭間、字寺尾、字藪田、字丸山、字平谷、字庵屋敷、字久谷及び字太葉谷の各一部	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月 25 日)
	加西市畑町字山ケ谷、字貝間、字馬場、字中芝、字柳ノ元、字門田、字千軒寺、字土師縄手、字ニタス、字倉狭間、字寺尾、字藪田及び字太葉谷の各一部	別表第 1 の 6 の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年 7 月 25 日
芝自治区地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市畑町字東入角、字太葉谷及び字中芝の各一部	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月 25 日)
窪田町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市窪田町字平林、字沖田、字門ノ下、字桑原、字中向、字上向、字堂ノ越、字大井、字田中、字中ノ谷及び字境垣内の各一部並びに西上野町字平林の一部	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月 25 日)

吸谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市吸谷町字坂ノ脇、字高倉山、 字堂ノ上、字中ノ口、字藤谷、字 馬場ノ下、字観音垣内、字北山及 び字石畑の各一部並びに窪田町字 平林の一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
西上野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西上野町字西村中、字八反 田、字東村中、字上平田、字中平 田、字平林、字井通、字村前及び 字下平田の各一部並びに谷町字土 真田及び字ヲタの各一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
同 上 条例別表第3の5 の項	加西市西上野町字平林及び字西村 中の各一部	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成24年6月26日
市村町地区 条例別表第3の3 の項	加西市市村町字西ノ垣内及び字堂 田の全部並びに字西ノ樋、字北ノ 下、字北ノ上、字大歳前、字谷ヶ 坂、字岡ノ上、字栗山及び字女鹿 田の各一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
	加西市市村町字西垣ノ内、字西ノ 樋、字北ノ下、字堂田及び字女鹿 田の各一部	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物	平成25年2月26日 (平成26年7月25日)
坂元町地区 条例別表第3の3 の項	加西市坂元町字筋違、字西宅地、 字東宅地、字蓮町、字井ノ上、字 向ヒ山、字南宅地、字神田、字丸 山、字久斗谷、字狭間、字内町、 字瓜家、字柳坪、字生乗り、字宮 ノ西及び字舞台の各一部、市村町 字上森竹、字老反条、字下森竹、 字大下、字狭間及び字片山の各一 部並びに福居町字馬橋の一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
	加西市坂元町字瓜家、字生乗り及 び字宮ノ西の各一部並びに市村町 字上森竹、字下森竹、字大下、字 狭間及び字片山の各一部	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物	平成25年2月26日 (平成26年7月25日)
福居町地区 条例別表第3の3 の項	加西市福居町字西谷、字岩井、字 奥ノ谷、字寺前、字上ノ山下、字 首通り、字前通、字東谷、字反田、 字福居、字上中田、字奥ノ谷、字 高宮、字下中田、字西野谷、字西 ノ谷、字上ハサマ、字狭間、字久 斗谷、字津ノ内及び字荒掘りの各	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

	一部並びに坂元町字宮ノ西及び字久斗谷の各一部		
谷口町地区 条例別表第3の3の項	加西市谷口町字村中及び字カタガリの全部並びに字西ノガワ、字巖鳶、字谷畑、字西ノ下、字井ノ坪、字石坪、字上後口及び字後口の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
吉野町地区 条例別表第3の3の項	加西市吉野町字下垣内、字三反田、字前垣内、字野垣内、字無現山及び字作垣内の各一部、山下町字新池尻の一部、福居町字下り松、字野添及び字馬橋の各一部並びに坂元町字向イ山の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
鶉野中町地区 条例別表第3の3の項	加西市鶉野町字東上沢、字東中沢、字西上条及び字東中条の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成26年7月25日
	加西市鶉野町字東上沢、字東中沢、字西上条及び字東中条の各一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
同 上 条例別表第3の5の項	加西市下宮木町字小西及び字大歳西の各一部、鶉野町字東上沢の一部並びに中野町字上山の一部	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成21年4月7日 (平成25年2月26日)
北条町古坂地区 条例別表第3の3の項	加西市北条町古坂字奥谷口、字来光、字下来光、字西山、字坂ノ谷、字松笠、字芝中、字古戸及び字菰池の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成26年7月25日
	加西市北条町古坂字奥谷口、字来光、字西山及び字坂ノ谷の各一部	別表第1の7の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型(住宅市街地隣接タイプ))に建築できる建築物	平成26年7月25日
中野町地区 条例別表第3の3の項	加西市中野町字上山、字南上山、字南村上及び字伯父ケ谷の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成26年7月25日
	加西市中野町字上山、字南上山、字南村上及び字伯父ケ谷の各一部	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日

別表第1

区域の名称	建築できる建築物の用途

<p>1 工場、店舗等 周辺区域（中国 道加西インター 北部産業施設集 積型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工場その他これに類するもの（建築基準法（昭和25年法律201号）別表第2（ぬ）項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。） (2) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（は）項第5号に規定する建築物に限る。）で延べ面積が500㎡以下のもの (3) 事務所その他これに類するもの（暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第6号に掲げる暴力団事務所等（以下「暴力団事務所等」という。）を除く。） (4) 自動車車庫 (5) 倉庫 (6) 研究所その他これに類するもの (7) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの (8) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域振興のために特に必要があると認めるもの（予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会が必要と認めるものに限る。）
<p>2 工場、店舗等 周辺区域（県道 大和北条停車場 線沿道産業施設 集積型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（ぬ）項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。） (2) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。） (3) 自動車車庫 (4) 倉庫 (5) 研究所その他これに類するもの (6) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの (7) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域振興のために特に必要があると認めるもの（予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会が必要と認めるものに限る。）
<p>3 工場、店舗等 周辺区域（鞆野 南町国道372号 沿道産業集積 型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（ぬ）項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。） (2) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。） (3) 自動車車庫 (4) 倉庫 (5) 研究所その他これに類するもの (6) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの (7) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域振興のために特に必要があると認めるもの（予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会が必要と認めるものに限る。）
<p>4 工場、店舗等 周辺区域（県道 玉野倉谷線沿道 商業・サービス 施設集積型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が500㎡以下のもの (2) 診療所で延べ面積が500㎡以下のもの (3) ホテル又は旅館（専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設であると市長が認めるもの及び加西市モーテル類似施設の建築の規制に関する条例（昭和57年加西市条例第20号）第3条第1項に規定する市長の同意を得られないものを除

	<p>く。)</p> <p>(4) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（は）項第5号に規定する建築物に限る。）で延べ面積が500㎡以下のもの</p> <p>(5) 市内生産品の売場（その床面積の合計が延べ面積の20分の1以上又は50㎡以上のもの）を常時設置する物品販売業を営む店舗又は飲食店（地域振興に資すると市長が認めるものに限る。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以下のもの</p> <p>(6) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域振興のために特に必要があると認めるもの（予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会が必要と認めるものに限る。）</p>
<p>5 工場、店舗等 周辺区域（県道 玉野倉谷線沿道 流通業施設集積 型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（ぬ）項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）</p> <p>(2) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（は）項第5号に規定する建築物に限る。）で延べ面積が500㎡以下のもの</p> <p>(3) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。）</p> <p>(4) 自動車車庫</p> <p>(5) 倉庫</p> <p>(6) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(7) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの</p> <p>(8) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域振興のために特に必要があると認めるもの（予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会が必要と認めるものに限る。）</p>
<p>6 地域活力再生 等区域（地縁者 小規模事業所 型）</p>	<p>旧条例別表第3の4の項に規定する建築物（ただし、次の各号に掲げるものは除く。）</p> <p>(1) 建築基準法別表第2（に）項第3号、（ち）項第2号並びに（ぬ）項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの</p> <p>(2) 結婚式場、葬儀場その他これらに類するもの</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃掃法施行令」という。）第7条各号に掲げるもの及びその管理施設</p> <p>(4) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）第2条第13項に規定する指定副産物を破碎施設等を用いて再資源化する施設及びその管理施設</p> <p>(5) 暴力団事務所等</p>
<p>7 地域活力再生 等区域（地縁者 小規模事業所型 （住宅市街地隣 接タイプ））</p>	<p>旧条例別表第3の4の項に規定する建築物（ただし、次の各号に掲げるものは除く。）</p> <p>(1) 建築基準法別表第2（に）項第3号、（ち）項第2号並びに（ぬ）項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの</p> <p>(2) 結婚式場、葬儀場その他これらに類するもの</p> <p>(3) 廃掃法施行令第7条各号に掲げるもの及びその管理施設</p> <p>(4) 資源有効利用促進法第2条第13項に規定する指定副産物を破碎施設等を用いて再資源化する施設及びその管理施設</p> <p>(5) 暴力団事務所等</p> <p>(6) 建築基準法別表第2（へ）項第1号及び第2号に掲げるもの</p>
<p>8 地域活力再生 等区域（西笠原 グリーンタウン</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一戸建ての住宅で延べ面積が280㎡以下のもの</p> <p>(2) 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、</p>

<p>型)</p>	<p>延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの（兼用できる用途は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3各号に規定するもの（暴力団事務所等を除く。）又は診療所に限る。）で延べ面積が280㎡以下のもの</p> <p>(3) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿で延べ面積が500㎡以下のもの</p> <p>(4) 学校、図書館その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（い）項第4号に規定する建築物に限る。）</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 診療所で延べ面積が280㎡以下のもの</p> <p>(7) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（は）項第5号に規定する建築物に限る。）で延べ面積が280㎡以下のもの</p> <p>(8) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。）で延べ面積が280㎡以下のもの</p> <p>(9) 公民館、集会所その他これらに類するもの（周辺地域の住民を対象とするものに限る。）</p> <p>(10) 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項若しくは第2項の規定による認定を受けるもの又は同条第3項の規定による公示がなされるものに限る。）</p>
<p>9 工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型（拡張タイプ））</p>	<p>市街化調整区域に建築されてから通算して10年以上営まれている事業所の事業環境の改善のために行う当該事業所の建て替えに係る建築物（別表第2の1の項に定めるものに限る。）で、次の各号のいずれかに該当するもの（ただし、別表第3に掲げる地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所（以下「地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所」という。）であって、本項に該当する建築物として許可を受けて建築された事業所の建て替えについては、上記「10年以上」を「5年以上」と読み替える。）</p> <p>(1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（ぬ）項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）</p> <p>(2) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。）</p> <p>(3) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）</p> <p>(4) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>10 工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型（用途変更タイプ））</p>	<p>廃業等により業種又は事業者が変更され、現敷地において引き続き営まれる地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所（別表第2の2の項に定めるものに限る。）で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（ぬ）項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）</p> <p>(2) 事務所その他これに類するもの（製造業を営む事業の用に供するもの又は主に製造業を営むものと取引のある若しくは取引をしようとしている一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く。）、特定貨物自動車運送業若しくは貨物軽自動車運送業を営む事業の用に供するものに限る。）</p> <p>(3) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）</p> <p>(4) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>11 工場等誘導区域（加西市地域産業振興型）</p>	<p>地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所（別表第2の3の項に定めるものに限る。）で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（ぬ）項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）</p> <p>(2) 事務所その他これに類するもの（製造業を営む事業の用に供するもの又は主に</p>

	<p>製造業を営むものと取引のある若しくは取引をしようとしている一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く。）、特定貨物自動車運送業若しくは貨物軽自動車運送業を営む事業の用に供するものに限る。）</p> <p>(3) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）</p> <p>(4) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>
12 地域資源活用区域（鶴野飛行場南部歴史資源活用型）	<p>市長が本地区固有の地域資源の活用に資すると認める建築物で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 休憩所</p> <p>(2) 公衆便所</p> <p>(3) 展示施設</p> <p>(4) 前各号の建築物に附属するもの</p>

別表第2

1 別表第1の9の項に掲げる工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型（拡張タイプ））に建築できる建築物	<p>次のいずれにも該当する建築物</p> <p>(1) 建築物の敷地面積が1,000㎡以下であるか、又は建て替え前の敷地面積の1.5倍を超えないものであること。ただし、地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所については建築物の敷地面積が10,000㎡以下であるか、又は建て替え前の敷地面積の1.5倍を超えないものとする。</p> <p>(2) その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるものであること。</p> <p>(3) 予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会の同意を得たものであること。</p>
2 別表第1の10の項に掲げる工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型（用途変更タイプ））に建築できる建築物	<p>次のいずれにも該当する建築物</p> <p>(1) その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるものであること。</p> <p>(2) 予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会の同意を得たものであること。</p>
3 別表第1の11の項に掲げる工場等誘導区域（加西市地域産業振興型）に建築できる建築物	<p>次のいずれにも該当する建築物</p> <p>(1) 建築物の敷地面積が10,000㎡以下であるか、又は従前の建築物の敷地から別の敷地へ移転し建築する場合は従前の建築物の敷地面積の1.5倍を超えないものであること。</p> <p>(2) その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるものであること。</p> <p>(3) 予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会の同意を得たものであること。</p>

別表第3

<p>地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所は次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 雇用者（雇用する予定の者も含む）の50%以上が加西市内に居住している事業所</p>	<p>(6)の事業に該当する業種は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める次の中分類コードに該当する業種とする。</p> <p>12 木材・木製品製造業（家具を除く）</p> <p>18 プラスチック製品製造業</p>
---	---

(2) 自己の原材料、部品の50%以上を加西市内に存する事業所から購入している事業所	22 鉄鋼業
(3) 自己の生産物の50%以上を原材料又は部品として加西市内に存する事業所に納入している事業所	24 金属製品製造業
(4) 自己の売上金額の50%以上を加西市内に存する事業所と取引している事業所	25 はん用機械器具製造業
(5) 本社又は本店を加西市内に置き、法人として30人以上雇用し、かつ、雇用者（雇用する予定の者も含む）の25%以上が加西市内に居住している事業所	26 生産用機械器具製造業
(6) 市の産業振興に係る計画に掲げる周辺地域の産業振興に必要とする右欄のいずれかの業種に該当し、かつ、雇用者（雇用する予定の者も含む）の25%以上が加西市内に居住している事業所	27 業務用機械器具製造業
	31 輸送用機械器具製造業



兵庫県告示第410号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、1については平成29年3月13日から、2については平成29年4月17日から適用する。

平成29年4月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 表一般財団法人兵庫県警察協会の項中

「

	同 尼崎東支部	尼崎市長洲本通
--	---------	---------

」

を

「

	同 尼崎東支部	尼崎市潮江
--	---------	-------

」

に改める。

2 表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中

「

	同 西宮支店	西宮市城ヶ掘町
--	--------	---------

」

を

「

	同 西宮支店	西宮市江上町
--	--------	--------

」

に改める。

公 告

特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項に基づく認定を行ったので、次のとおり公示する。

平成29年4月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称 特定非営利活動法人きらら
- (2) 代表者の氏名 森 田 啓 子
- (3) 主たる事務所の所在地 宝塚市中州一丁目5番22号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業、地域生活支援事業など障害者の自立支援、社会参加に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する事を目的とする。

- 2 当該認定の有効期間 平成29年3月17日から平成34年3月16日まで



特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項に基づく認定を行ったので、次のとおり公示する。

平成29年4月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称 特定非営利活動法人姫路市介護サービス第三者評価機構
- (2) 代表者の氏名 田 中 洋 三
- (3) 主たる事務所の所在地 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所北別館内
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、介護サービス利用者及びその家族等に対して、介護保険法（平成9年法律第123号。）第7条第5項に規定する居宅サービス、同条第18項に規定する居宅介護支援及び同条第20項に規定する施設サービス（以下「介護サービス」と総称する。）を提供する事業所及び介護保険施設（以下「介護サービス事業所等」という。）に関する情報の提供等を行い、もって、介護サービスの質の改善と向上を図ることを目的とする。

- 2 当該認定の有効期間 平成29年3月17日から平成34年3月16日まで



平成29年執行兵庫県知事選挙に係る啓発広報デザイン等の企画提案コンペの実施

平成29年度兵庫県知事選挙等に係る啓発事業の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成29年4月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 目的

平成29年執行兵庫県知事選挙及び兵庫県議会議員補欠選挙に係る選挙期日の周知（投票方法等選挙制度の周知を含む。）及び投票参加の向上のための広報における各種広報媒体で使用するデザイン等の立案及び広報を実施する。

2 企画提案コンペの概要

- (1) 啓発対象は、全有権者を基本とするが、18歳選挙権導入後、初の知事選挙となることから、特に10代から30代の投票率向上効果のあるものとする。
- (2) 各種媒体が統一的なコンセプトで展開できるよう考慮する。
- (3) マスコットには、「はばタン」及び「選挙のめいすいくん（家族も可※）」を使用し、その他のタレントやキャラクターは使用しないこと。なお、「ご当地めいすいくん※」を新たに作成し、使用することは可能（※明るい選挙推進協会のホームページを参照のこと。）
- (4) 表現は、選挙が政治参加の重要な手段であることに鑑み、品位を保ち、いやしくも有権者の輦轡をかうようなものは避け、選挙期日のほか、投票の方法（期日前投票を含む。）及び投票時間など、投票に必要な情報を有権者にしっかりと分かりやすく周知できるものとする。
- (5) 選挙の公平性を阻害するもの（特定候補者や政党等に有利不利となるような文言、象形、色彩、記号等）は使用しないこと。
- (6) 有権者に対して強制的・高圧的なものでないこと。

3 企画提案コンペの内容

(1) 使用媒体（規格等詳細は別途指示する。）

ア ポスター

デザインの作成のみで、印刷及び掲出は含まない。

イ ビラ

デザインの作成のみで、印刷及び配布は含まない。

ウ のぼり

デザインの作成のみで、印刷及び掲出は含まない。

エ 啓発資材（ポケットティッシュ、うちわ、モバイルクリーナー等）

デザインの作成のみで、資材の作成及び配布は含まない。

オ 駅メディア（デジタルサイネージ）広告

デザインの作成のみで、掲出は含まない。

カ コンビニレジ画面広告

デザインの作成のみで、コンビニとの契約は含まない。

キ 新聞広告（日刊紙、非日刊紙、スポーツ新聞）

デザインの作成及びサイズ調整のみで、新聞社等との契約は含まない。

ク テレビスポットCM

テープの作成及び放送局との契約を含む。

ケ ラジオスポットCM

テープの作成及び放送局との契約を含む。

コ インターネットバナー広告

バナー広告の作成及び掲出のための契約を含む。

サ 県選管特設ウェブサイト

ページの作成、サーバーの確保、維持管理を含む。

シ 神戸市営地下鉄県庁前駅構内ショーウィンドーでのディスプレイ

展示内容の構成、設営及び撤去を含む。

(2) 事業実施期間

委託契約締結の日から平成29年7月7日までの間

4 応募要件

(1) 兵庫県が定める入札参加者資格を有すること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 兵庫県が定める入札参加者資格制限基準に該当しない者であること。

(4) 兵庫県指名停止基準に基づく指名停止を受けている者でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 以下のア又はイに該当する者でないこと。

ア 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

イ 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(7) 本業務を遂行する能力を有すること。

(8) 業務内容について、守秘義務を遵守できること。

(9) 採用後契約時に兵庫県を被保険者とする履行保証保険契約を締結すること。

(10) その他、兵庫県の指示及び状況の変化等に柔軟に対応できること。

5 提出方法

(1) 企画書(企画意図、企画内容(ポスター等デザイン案、CM絵コンテ、ホームページトップページ案、ショーウィンドーディスプレイ案等)、経費内訳、会社概要)

A4判、15ページ以内 7部

ポスター等のデザインは1者2案までとする。2案提出する場合も、15ページ以内とすること。

(2) (1)の概要版 A4判、1枚 7部

(3) 留意事項 業者名は、それぞれ1部のみに表示し、6部には表示しないこと。

6 提出期限等

- (1) 提出期限 平成29年4月21日（金） 午後5時
- (2) 提出場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課選挙班（第2号館9階）
（郵送、電子メール等での提出は受け付けない。）
- (3) 説明会 説明会は実施しないので、不明な点は電話等で問い合わせること。公平性確保のため、他の参加予定者に質疑内容を公開する場合がある。
- (4) プレゼンテーション
必要に応じ実施する場合がある。実施する場合の日時等については、別途通知する。

7 審査・選定等

- (1) 審査・選考
 - ア 審査委員会において、最も優れた企画提案を選定する。審査は、原則として書面審査とし、必要に応じプレゼンテーションにより行う。
 - イ 企画提案を選定後、提案内容について協議・調整を行った上で、契約を締結する。なお、その際、企画提案の一部を変更する場合がある。
- (2) 審査結果の通知
応募者全員に審査結果を通知する。

8 その他

- (1) 適当な企画案がない場合は、再提出又は採用を見合わせることもありうる。
- (2) 企画案に関する事項その他仕様書に定めのない事項については、兵庫県の指示に従うこと。
- (3) 採用された企画案、全ての制作物の著作権については、兵庫県に帰属するものとし、兵庫県の判断で自由に使用し、また、使用させることが出来るものとする。また、その使用については、期限がないものとする。
- (4) 制作物については、著作権の侵害が発生しないようにし、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら兵庫県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。
- (5) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (6) 提出された企画書等は返却しない。
- (7) 採用後の企画の実施に際しては、採用者と兵庫県で十分協議を行って進めるものとし、採用者の判断で企画を変更する場合は、兵庫県の承認をあらかじめ受けなければならない。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年4月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（第2工区）
川辺郡猪名川町白金三丁目24番2、24番40の一部、24番41
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都千代田区大手町一丁目3番2号
住友林業株式会社
代表取締役 市川 晃
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年2月24日
兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-7-3号（26猪名川）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

了した。

平成29年4月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市曾根町字松東746番1、746番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
明石市花園町2番地の2
株式会社勝美住宅 代表取締役 渡 辺 喜 夫
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年11月8日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-21号（28高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年4月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（第1工区）
たつの市龍野町末政字橋詰72番1の一部、72番3の一部、73番1、74番3の一部、75番4、75番6、86番4、87番1、88番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市東今宿三丁目2番11号
株式会社たか屋 代表取締役 鎌 田 経 彦
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年12月27日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-30号（28たつの）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年4月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市新宮町井野原字砂原352番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
宍粟市山崎町中広瀬121番地3
株式会社ファースト商事 代表取締役 徳 田 守 彦
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年6月16日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-5号（28たつの）



落札者等の公示

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年4月4日

契約担当者

西播磨県民局長 東 元 良 宏

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- 龍野集合庁舎保健所棟検査機器等移設業務
- 2 契約に関する事務を担当する県民局の名称及び所在地
兵庫県西播磨県民局 赤穂郡上郡町光都2-25
 - 3 落札者を決定した日
平成29年3月15日
 - 4 落札者の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
 - 5 落札金額
16,000,000円(税抜)
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 入札公告をした日
平成29年2月21日

県 議 会 事 務 局 公 告

入札公告

兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」の制作等業務に係る一般競争入札を次のとおり実施する。
平成29年4月4日

契約担当者

兵庫県議会事務局長 林 省 吾

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量
兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」の制作等業務
- (2) 調達案件の仕様等
兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」No.114、No.115、No.116の制作、印刷及び配布業務並びに広告掲載等業務(詳細は入札説明書による。)
- (3) 履行期間
平成29年5月23日(火)から平成30年2月1日(木)まで
- (4) 履行場所
兵庫県議会事務局が別途指示する場所
- (5) 入札方法
上記(1)の委託業務について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県議会事務局調査課図書室 担当 中島

電話 (078) 341-7711 内線5067

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成29年4月4日(火)から同月21日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成29年5月17日(水)午後1時30分
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁第3号館 2階議会事務局会議室

- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成29年5月16日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする業務について、次により書類を持参又は郵送等により提出し、事前に協議すること。

ア 受付期間

平成29年4月5日(水)から同月21日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類 会社概要(業務に係る全ての会社のもの)、メーカー・品名・キログラム数・古紙混入率を明記した紙見本、刷見本(4度刷)

エ 協議結果 平成29年4月28日(金)までに入札者に通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)エで承認された内容で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年5月15日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県議会事務局長(以下「事務局長」という。)を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成29年5月23日(火))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の業務の総額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。

- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加出来る者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (イ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否

要作成
- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定をしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年4月4日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

2 老人ホームの表姫路市の項中

「

特別養護老人ホーム 大津みやび野ホーム	同 市大津区大津町1丁目31-111
---------------------	--------------------

」

を

「

特別養護老人ホーム 大津みやび野ホーム	同 市大津区大津町1丁目31-111
特別養護老人ホーム 汐里	同 市的形町の形1768-28
介護付有料老人ホーム シャングリラ姫路東	同 市四郷町見野813-1

」

に改め、同表相生市の項中

「

社会福祉法人 JAあいおい福祉会 特別養護老人ホーム こすもす倶楽部	同 市野瀬1356
------------------------------------	-----------

」

を

「

社会福祉法人 JAあいおい福祉会 特別 養護老人ホーム こすもす倶楽部	同 市野瀬1356
サービス付高齢者向け住宅 天馬の郷	同 市旭1丁目11-11

に改める。

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成29年4月4日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太田 誠

1 調達内容

- (1) 件名
警察用航空機「ひよどり」(JA110H) アグスタ式A109E型ヘリコプター耐空検査受整備
- (2) 契約期間
契約日から平成29年9月29日(金)まで
- (3) 履行場所及び仕様
入札説明書による。
- (4) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部装備課車両管理係 担当 小林
電話 (078) 341-7441 内線2343
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成29年4月4日(火)から同月18日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成29年5月15日(月)午後2時00分 兵庫県警察本部4階 入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成29年5月12日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年5月12日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務ができることを証明する書類を平成29年4月18日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成29年5月22日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Contractor:
Makoto Ota, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.
- (2) Subject:
Airworthiness inspection of police aircraft "Hiyodori" (JA110H) Agusta-109E helicopter
- (3) Performance Place:
Designated place by the customer
- (4) Performance Period:
From Contract date to September 29 Fri., 2017
- (5) Deadline for submission of tender application form:
From April 4 Tue., 2017 to April 18 Tue., 2017
(Except weekends and national holidays)
From 10:00 to 17:00 (everyday)
- (6) Place and date of tender and opening bid
Place: Tender room, Fourth floor of Hyogo Prefectural Police H.Q., 5-4-1,
Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe
Date: 14:00 May 15 Mon., 2017,
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Kobayashi, Equipment Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.
5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, 650-8510
TEL (078) 341-7441 Ext. 2342



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成29年4月4日

契約担当者
兵庫県警察本部長 太田 誠

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
平成29年度用品単価契約（PPC用紙（A4、A3、B4））
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年3月17日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社シミズ 神戸市須磨区弥栄台1丁目4番3
- 5 落札金額
 - (1) PPC用紙（A4）
40,187,340円
 - (2) PPC用紙（A3）
1,812,294円
 - (3) PPC用紙（B4）
492,220円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成29年2月3日